

校 訓

真理を究め、責任を果し、敬愛を尽す。

生 徒 綱 領

- 1 生徒は、進んで真理の探究と人格の形成に努めなければならない。
- 2 生徒は、自律の精神に基づき、心身を鍛え、責任を果たし、誇りの持てる生活を確立しなければならない。
- 3 生徒は、互いに人格を尊重し、敬愛によって結ばれていなければならない。

生 徒 心 得

1 服 装 に つ い て

- (1) 本校生徒は別に定める服装規定を守らなければならない。

2 所 持 品 に つ い て

- (1) 所持品はすべて質素にし、必ず学年、組、名前を明記しなければならない。
- (2) 不必要な金銭や貴重品を持参してはならない。
- (3) 生徒証明書は常時携帯する。

3 通 学 に つ い て

- (1) 登下校に際しては、無用な時間を費やすことなく、交通規則を厳守するように心掛ける。
- (2) 生徒は早めに登校し、学習準備をする。
- (3) 列車通学生は改札を早めに受け、一般乗降客に迷惑をかけてはならない。
- (4) 自転車通学生は1列通行を励行し、徒歩通学生は2列以内で通行し、一般の通行の妨げにならないようにする。
- (5) 下校時刻は、原則として18時とし、完全下校は18時30分とする。
- (6) 通常の下校時間に下校できない場合について
 - ①前もって分かっている場合は、必ず保護者に言うようにする。
 - ②やむを得ない事情のために下校が遅れる場合は、速やかに家庭に連絡する。
- (7) 欠席、欠課、遅刻、早退は必ず学級担任に届け出る。家族に伝染病患者が生じたときは、速やかに届け出て指示を受けなければならない。

4 校内生活について

- (1) 常に級友相互の協力により、楽しく明るい学校を築き、学力、教養、技能の向上に努力する。
- (2) 授業時間を厳正に守り、理由なく遅刻、早退してはならない。
- (3) 言語、服装、礼儀などに注意し、高校生としての品位を保つようにつとめる。
- (4) 他人に迷惑をかけたたり、脅迫したりするような態度をとってはならない。
- (5) 常に美化清掃に努め、魅力ある学校を築くよう努力する。
- (6) 公共の物品、施設は大切に利用し、学校の許可なく使用したり、みだりに移動したりしてはならない。

5 校外生活について

- (1) 校外においては校内生活と同じ趣旨によって行動しなければならない。
- (2) 外出に当たっては、服装は常に清潔、質素にし、言動に留意する。
- (3) みだりに他家を訪問して迷惑をかけてはならない。特に夜間外出はできるだけしないように心掛ける。
- (4) 自分に関係する事柄は、大小にかかわらず保護者と連絡を密にしておくようにする。
- (5) 水泳、ハイキング、キャンプ、外泊を伴う旅行、諸種の会合については、安全に留意する。
- (6) アルバイトは原則禁止とする。ただし、特別な事情がある場合は、事前に学校へ届け出、承認を得ること。

〈アルバイトをする場合の注意事項〉

- ①期間は学校休業日とし、授業日は原則として認めない。3期（春休みおよび1学期、夏休みおよび2学期、冬休みおよび3学期）に分け、それぞれの期間について承認を受けること。
- ②学年・顧問の了承のもとに「アルバイト承認願」を保護者自署の上、担任を通じて生徒指導部に提出し、「承認証」の交付を受けて保護者の責任で行う。
- ③就業実態によっては承認しない場合がある。（危険を伴うもの、風紀上好ましくないと思われるもの）保護者がよく調査の上、安心できる環境のものを選ぶ。就労時間は18時までとする。
- ④学業に支障がある者は承認しない。
- ⑤アルバイト中は「承認証」を携行する。また、アルバイト承認期間が終了後は「承認証」と「アルバイト報告書」を早急に生徒指導部に提出すること。

※ 上記事項に違反した生徒は、特別指導の対象とする。

- (7) 下宿しようとする者は、必ず下宿届を学校に提出しなければならない。下宿先を変更する場合も同様とする。
- (8) 飲酒、喫煙等の行為は絶対にしないこと。電子タバコも、ニコチン等のタバコ成分の有無に関わらず、喫煙を助長するものとして禁止する。
- (8) パチンコ等18歳未満の者の立ち入り禁止場所には入らないこと。

6 その他

- (1) 全ての決議事項は、学校の承認を得なければ実施することができない。
- (2) 遺失物、拾得物は、速やかに学級担任を経て総務部に届け出る。
- (3) 掲示、印刷物の作成、配布については、関係職員の承認を受けた後、生徒指導部に届け出てその指示に従わなければならない。
- (4) 学校の建物、施設を使用するときは、管理責任者の許可を受けなければならない。

7 自転車通学について

- (1) 次の場合は自転車通学を許可する。
 - ①自転車通学許可願及び誓約書を提出し、自転車通学許可証を発行された者
 - ②身体状況等により自転車通学の必要を認められた場合。
- (2) ただし、①、②の項に該当しても、自転車置き場の関係で制限を加えることがある。
- (3) 単車による通学は原則として許可しない。
- (4) 自転車には本校の標識を付け、整備したものに乘らなければならない。
- (5) 列車通学生は香住駅より徒歩通学とする。
- (6) 交通法規を厳守し、正しい乗り方を心掛けること。
 - ①2人乗り、並進運転は禁止する。
 - ②傘さし運転は禁止する。雨天の場合は合羽、レインコートを着用する。(反射テープ付が望ましい)
 - ③運転中の情報機器の操作、音響機器の使用は禁止する。
 - ④夜間はライトを点灯する。
 - ⑤自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例により、兵庫県内で自転車を利用する場合、保険等に参加しなければなりません。(平成27年10月1日より義務化)
自転車通学をする場合はもちろんのこと、普段自転車を利用する場合にはかならず保険等に参加すること。

8 雪・台風等非常時の措置について

午前6時30分の時点で「但馬北部」、または「豊岡市」或いは「香美町」に次の警報（特別警報）が発令中の場合は、臨時休業とする。なお上記以外の地区に発令の場合は、その地区の自宅から通学の生徒のみ「公欠扱い」とし、学校は通常通りとします。

単独：暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風雪警報、津波警報

複合：大雨・暴風警報、大雨・洪水警報、暴風・洪水警報、暴風・大雪警報など

注意1 「波浪警報」は休業になりません。

注意2 考査日が臨時休業になった場合、その日予定されていた考査科目は、最終日の翌日に行います。

生徒会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は兵庫県立香住高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は本部を兵庫県立香住高等学校内におき全校生徒を会員とし、全会員で構成する。なお教師を顧問とする。
- 第3条 本会は会員相互の人格を尊重し、校内生活の社会的秩序を保ち、学校生活の向上を図るとともに、自主自立の学校を振興し、会員相互の親睦、文化の向上を図り、心身の鍛錬を目的とする。
- 第4条 本会は第3条の目的を達成するために次のことを行う。
- (1) 校風の刷新
 - (2) 自主自治の強化
 - (3) 会員の福利厚生
 - (4) その他本会の目的を達成するために必要なこと

第2章 役 員

第5条 本会には次の役員をおく。(黒線での囲みは生徒会執行部)

生徒会長	1名	副生徒会長	1名
書記長	1名	副書記長	1名
体育委員長	1名	副体育委員長	1名
文化委員長	1名	副文化委員長	1名
保健委員長	1名	副保健委員長	1名
美化委員長	1名	副美化委員長	1名
図書委員長	1名	副図書委員長	1名
監察委員長	1名	副監察委員長	1名
選挙管理委員長	1名	副選挙管理委員長	1名
代 議 員	各クラス	2名	
体 育 委 員	各クラス	2名	
文 化 委 員	各クラス	1名	
保 健 委 員	各クラス	2名	
美 化 委 員	各クラス	2名	
図 書 委 員	各クラス	1名	
監 察 委 員	各クラス	1名	
選 挙 管 理 委 員	各クラス	1名	

- 第6条 本会の役員の任期は原則として前期は5月より10月、後期は11月より翌年4月までとする。ただし、監察委員、選挙管理委員の任期は4月より翌年3月までの1年間とする。ホームルーム選出役員(監察委員、選挙管理委員)の任期は4月より翌年3月までの1年間とし、その他の委員は原則として前期は4月より9月、後期は10月より翌年3月までとする。
- 第7条 本会の役員選挙は原則として、前期は4月中旬までに行い、後期は10月中旬までに行って生徒会役員の活動に支障をきたさないように努めなければならない。また本会の役員は2つ以上の役員を兼ねることはできない。
- 第8条 生徒会長は本会の最高責任者であり、本会を代表して次の事項を取り扱う。
- (1) 生徒総会の招集
 - (2) 代議員会の招集

- (3) 部長会の招集
- (4) 生徒会主催行事の表彰
- (5) 他校および諸団体との関係事項の取扱い
- (6) 生徒会責任の掲示物および配布物の決定

第9条 正副会長、正副書記長は全校投票で選出され、学校長の承認を必要とする。その他の生徒会執行部（正副体育委員長、正副文化委員長、正副保健委員長、正副美化委員長、正副図書委員長）および、正副監察委員長、正副選挙管理委員長は、各委員会で互選し、学校長の承認を受ける。

第10条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合はこれを代行する。

第11条 正副書記長は次の事項を取り扱う。

- (1) 本会の管理を行い、その記録書類は書記長が保管し、必要のある場合は公表せねばならない。
- (2) 書記長は会計を司り、副書記長は生徒会執行部会書記を務める。

第12条 生徒会役員が辞任する場合は、その理由を明確にし、次の過程を経て承認を受けたのち辞任するものとする。

生徒会執行部会 → 生徒会顧問 → 代議員会 → 生徒総会 → 職員会議 → 学校長

第3章 機 関

第13条 本会は次の機関により運営する。

生徒会執行部会 代議員会 監察委員会

(代議員会)

第14条 代議員会は本会の立法機関であって、クラスより選出された2名の代議員でこれを構成する。

第15条 代議員会に次の役員をおく。

議長 1名 副議長 1名 書記 2名

第16条 議長は代議員会を代表し、副議長は議長を補佐し、議長事故ある場合はこれを代行する。

第17条 議長は代議員会招集3日前までに掲示または印刷物により、議事内容を告示しなければならない。

第18条 代議員会書記は代議員会の記録を行い、必要ある場合は公表しなければならない。

第19条 正副議長および書記は代議員の互選による。

第20条 代議員会は生徒会長および顧問等の要求に対し必要に応じてこれを開く。

第21条 代議員会は代議員の3分の2以上の出席によって成立し、出席代議員の3分の2以上の賛成により議決する。

第22条 代議員会は原則として公開できる。

第23条 代議員会で議決された事項は、公表することを原則とする。

第24条 代議員会において、顧問は発言権を有するが、議決権はないものとする。

第22条に基づき、生徒会員の代議員会傍聴を認める。傍聴人は発言権を有するが議決権はないものとする。ただし、代議員会傍聴を希望するものは、会議の開かれる前日までに監察委員会に届け出ることとする。

(生徒会執行部会)

第25条 生徒会執行部会は本会の執行機関である。

第26条 生徒会執行部会は第5条で示す生徒会執行部でこれを組織する。

第27条 生徒会長は生徒会執行部会を代表し、これを統括する。副生徒会長は生徒会長を補佐し、生徒会長事故ある場合はこれを代行する。

第28条 生徒会執行部は代議員会に出席し、説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(監察委員会)

第29条 監察委員会は本会の監察機関であり、各クラス選出の監察委員によって組織する。

第30条 監察委員会は次の役員をおく。

監察委員長 副監察委員長

第31条 監察委員長は監察委員会を代表しこれを統括する。副監察委員長は監察委員長を補佐し、監察委員長事故ある場合はこれを代行する。

第32条 監察委員会は次の任務を行う。

- (1) 会計監査
- (2) 生徒会監査
 - ① 規約の執行
 - ② 公約の履行
 - ③ 会員の規約違反
 - ④ 部・同好会の備品管理

第33条 正副監察委員長および顧問によって小委員会を設ける。

第34条 会計監査は小委員会において行う。

第35条 生徒会監査について違反が認められれば、ただちに生徒会執行部会ならびに代議員会にその旨申し入れる義務を負う。

第36条 監察委員会は代議員会、部長会より申し出があれば監察委員会を開かなければならない。

第37条 監察委員会の生徒会執行部および会員に行う処罰は次のとおりとする。

- (1) 忠告
- (2) その他必要なる処置

第38条 会員は監察委員をとおして、監察委員会に提訴することができる。

第39条 生徒会長、副生徒会長および正副書記長はオブザーバーとして監察委員会に出席できる。

第4章 総 会

第40条 生徒総会は本会の最高議決機関であって全会員で構成する。顧問はオブザーバーとして出席できるものとする。

※ オブザーバーは発言権を有するが、議決権はないものとする。

第41条 総会は次の場合生徒会長がこれを招集する。

- (1) 本規約の改正
- (2) 役員任免
- (3) 予算決算の承認
- (4) 代議員会の要求があった場合
- (5) 監察委員会の要求があった場合
- (6) 全会員の3分の1以上の要求があった場合

第42条 生徒総会には次の役員をおく。

議長 1名 副議長 1名 運営委員 若干名

第43条 定例生徒総会は年1回とする。

第44条 生徒総会は会員の3分の2以上の出席によって成立し、出席者の過半数の賛成を持って議決する。

第45条 生徒総会において不信任案を可決された役員は、直ちにその地位を失う。ただし不信任案の可決には出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第46条 書記長は総会において会計報告を行う。

第47条 生徒会書記は総会終了後速やかに掲示またはプリントによって議決事項の報告を行うものとする。

第5章 連絡協議会

- 第48条 連絡協議会は学校長と生徒会執行部および生徒会顧問とその他の顧問若干名によって組織する。
- 第49条 連絡協議会の議長は常任とし、顧問を除く生徒の互選による。
- 第50条 連絡協議会は次の場合に議長がこれを招集する。
- (1) 会員又は顧問のいずれかの要請があった場合
 - (2) 学校長の諮問があった場合
 - (3) 生徒会長の要請があった場合
- 第51条 連絡協議会について両者の意見が一致しない場合は学校長に一任する。

第6章 経 理

- 第52条 予算案作成は生徒会執行部および顧問の補佐により行う。
- 第53条 予備費は正副会長、書記長ならびに顧問が適当と認めた場合は支出することができる。
- 第54条 書記長は必要ある場合は、代議員会に対し会計報告をしなければならない。
- 第55条 本会の会計監査は監察委員会がこれにあたり、監察委員長は会計年度経過後1か月以内に全会員に対し、これを報告しなければならない。
- 第56条 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第57条 経理の詳細は生徒会会計規則を別に定める。

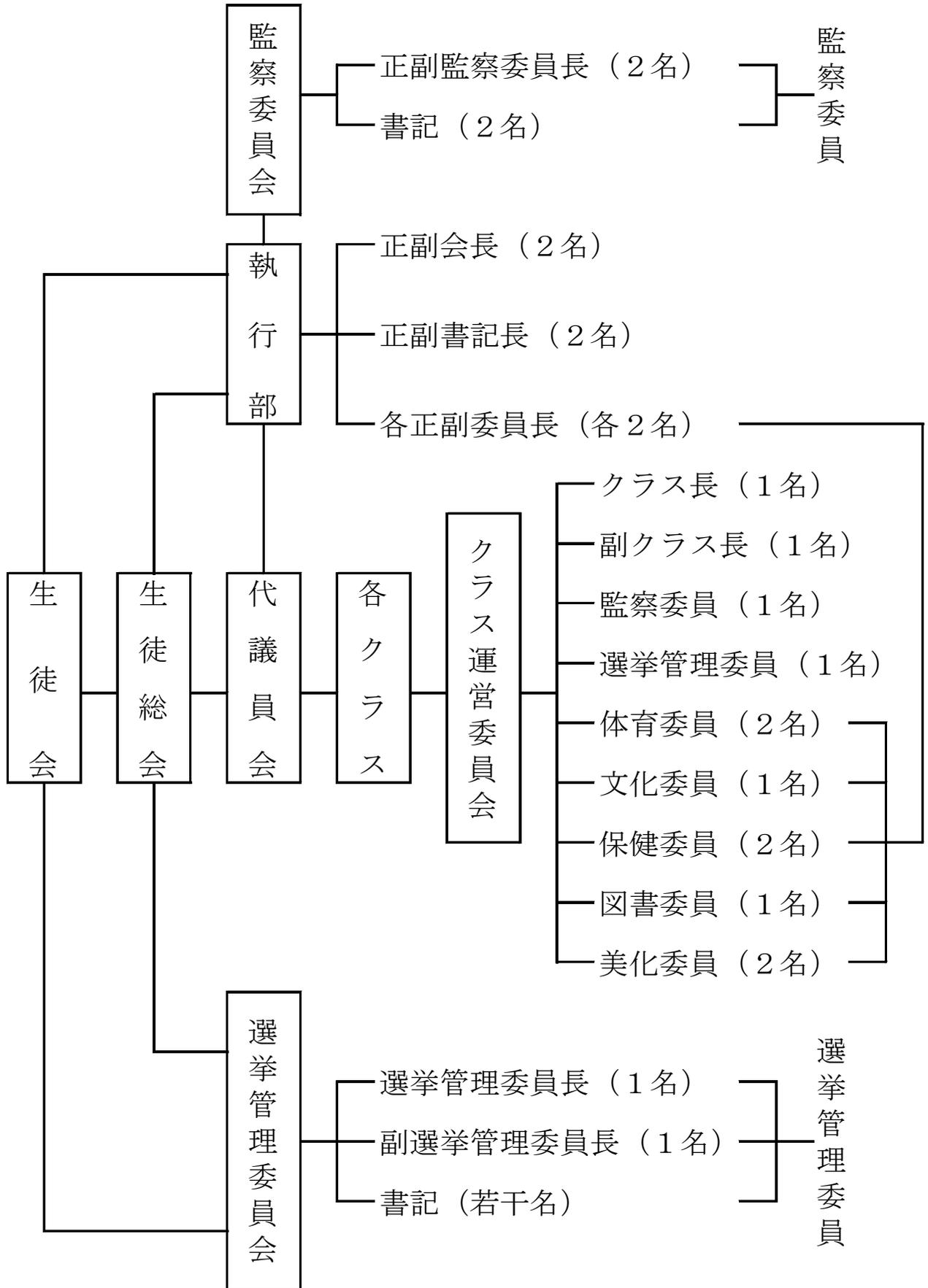
第7章 会 員 の 権 利 お よ び 義 務

- 第58条 会員は校則、本規約およびこれに基づく諸規則に従わなければならない。
- 第59条 会員は本会の役員を選挙する義務および選挙される権利を有する。
- 第60条 会員は本会の予算に定める経費を負担する義務を負う。

第8章 補 則

- 第61条 本規約の改正は代議員の3分の2以上の賛成で代議員会が発議し、生徒総会に提案して生徒総会での賛成を必要とする。
- 第62条 本規約の改正、本会のすべての議決は学校長の承認を経てその効力を生ずるものとする。
- 第63条 本規約の諸条項を実施するため必要な諸規則は別にこれを定める。
- 第64条 この規約は公布の日よりこれを施行する。
- 附 則 この規約は平成23年4月1日より施行する。
令和元年9月1日改正

生徒会構成図



ク ラ ス 運 営 規 則

- 第1条 クラスは生徒会活動の母体であり、各クラスの全員をもって構成する。
- 第2条 各クラスには、クラスを基盤として選出された正副クラス長及びクラス役員（体育委員、文化委員、保健委員、美化委員、図書委員、監察委員、選挙管理委員）をおく。
- 第3条 各クラスの役員は、各クラスの自治運営にあたり、担任の助言のもとに友和を図り文化的、体育的教養の向上に努める。
- 第4条 クラス長は、各役員と協力して、クラスの運営にあたる。副クラス長はクラス長事故ある場合これを代行する。
- 第5条 正副クラス長は各クラスの代議員として代議員会を構成する。
- 第6条 各クラスの監察委員は監察委員会を構成し、各委員に対し諸規則の指導をする。
- 第7条 各クラスの体育委員は体育委員会を構成し、生徒の体育的個性の伸長の向上に努める。
- 第8条 各クラスの文化委員は文化委員会を構成し、クラスの掲示等、生徒活動の助長に努める。
- 第9条 各クラスの選挙管理委員は選挙管理委員会を構成し、選挙管理事務を司る。
- 第10条 各クラスの図書委員は図書委員会を構成し、図書館活動その他文化的向上に努める。
- 第11条 各クラスの美化委員は美化委員会を構成し、各クラスの清掃等、校内美化の向上に努める。
- 第12条 各クラスの保健委員は保健委員会を構成し、各クラスの保健衛生活動を行い、クラスおよび学校衛生の向上に努める。
- 第13条 クラス役員の任期は、監察委員および選挙管理委員を1年とし、それ以外の役員は半年とする。
- 第14条 本規則の改正は代議員会の決議による。
- 第15条 本規則は平成23年4月1日より施行する。
- 令和元年9月1日改正

生徒会部・同好会規則

第1章 部の運営

- 第1条 各部は運営を円滑に行うため部長、副部長をおこななければならない。
- 第2条 各部長は年度初めにその年の予算を生徒会長まで報告しなければならない。
- 第3条 各部の部長、同好会の責任者は、部長会を構成する。副部長は部長事故ある場合これを代行する。

第2章 部の設立および廃止

- 第4条 運動部、文化部の各部は特別の事情を除き活動を怠ったと部長会で認めた場合、また部の解散の意志ある場合は、部長会において同好会に格下げまたは廃止を決議し、生徒総会出席会員の過半数をもってその決定とする。
- 第5条 部の廃止が部長会および総会で認められたときは、1週間以内に廃部届けを提出する。廃部された部の予算残高は、生徒会長の承認を得て予備費に繰り入れる。
- 第6条 運動部、文化部の新規設立は学年の始め1回限りとする。ただし、学校規模に適した数で運営していくことを原則とし、条件を満たした場合においても新たに設立できない場合がある。
- 第7条 新しい部の設立にあたっては、同好会として1年以上活動し、10名以上の賛同者を必要とし、研究成果及び活動状況を報告する必要がある。参加者、予算および活動計画を生徒会長に提出し、次の過程を経ることを必要とする。
- 顧問会議・生徒会執行部会・部長会 ⇒ 代議員会 ⇒ 職員会議 ⇒ 校長承認 ⇒ 部誕生

第3章 同好会

- 第8条 同好会とは、校内で趣味や興味に対する共通した関心を持つ者たちが、それを追求しようとして発足した会のことである。
- 第9条 本校生徒会員で10名以上の賛同者が集まったとき、初めて同好会発足願提出資格ができるものとする。ただし、学校規模に適した数で運営していくことを原則とし、条件を満たした場合でも新たに設立できない場合がある。
- 第10条 同好会発足願には名称、主旨、目的、顧問（1名以上）、責任者、賛同者名を記入して生徒会執行部に提出する。
- 第11条 同好会発足過程は次のとおりとする。
- 賛同者 ⇒ 同好会責任者による願書提出 ⇒ 生徒会執行部会 ⇒ 代議員会
⇒ 生徒会顧問に提出 ⇒ 職員会議 ⇒ 学校長承認 ⇒ 同好会誕生
- 第12条 同好会には顧問1名以上と責任者をおこななければならない。
- 第13条 上記のものはすべて学校長の承認を必要とする。
- 第14条 本規則の改正は代議員会の決議による。
- 第15条 本規則は昭和41年4月1日より施行する。
- 令和元年9月1日改正

議事運営規則

第1章 総 則

第1条 総会の議事運営はこの規則によって行う。

第2条 会議はすべての構成員の3分の2以上（ただし第3学期2月以降は、1、2年生の3分の2以上）の出席をもって成立する。総会における顧問の発言は、これを認める。

第2章 議事運営委員会

第3条 議事運営委員会の構成員は、代議員より互選にて5名選出し、その任期は代議員の任期による。

第4条 議事運営委員会は次の事項を行う。

- (1) 議長、副議長の選出に関する事項
- (2) 議事日程の順序に関する事項
- (3) 緊急動議の取り扱いに関する事項
- (4) その他議事運営に必要な事項

第3章 議 長

第5条 会議における議長、副議長の定員は、議長1名、副議長1名とする。

第6条 議長は会議の秩序を保持し、議事を整理し会議を進行する。

第7条 副議長は議長を補佐するとともに必要に応じてこれを代行する。

第8条 議長不信任案が提出されたときは、議長は速やかに副議長と交代しなければならない。

第4章 議 事

第9条 会議の議事は出席議員の多数決によって可決し、賛否同数のときは議長がこれを決する。

第10条 議員の動議は1名以上の支持者がなければ採択されない。

第11条 議長は議案を上程するとき、提出者にその理由を説明させなければならない。

第12条 議事運営に関する動議は、議題に関係なく採択されなければならない。

第13条 議長は提案理由説明時間を制限することができる。

第14条 議長が討論に加わる時は、あらかじめこれを通告して議席につかなければならない。その場合はその議題が表決されるまで議長席に復することはできない。

第15条 修正動議が採択されたときは、原案より先に審議されなければならない。

第16条 議題は提案者がそれを撤回することができる。

第17条 質疑または討議が終わったとき、議長はその旨を宣言する。

第18条 表決は投票または挙手、起立により確認し、その結果を報告しなければならない。

第19条 緊急動議を上程しようとするときは、議長に申しでなければならない。

第20条 議事録には次のことを記載する。

- (1) 会議の開会、閉会に関する年月日、時刻

- (2) 会議の場所
- (3) 会議の構成人数と出席者数
- (4) 報告事項
- (5) 議案
- (6) 動議および提案者の氏名
- (7) 決議事項
- (8) 表決の数
- (9) その他会議において必要と認めた事項

第21条 この規則の改正は代議員会の決議による。

第22条 本規則は昭和42年4月1日より施行する。

令和元年9月1日改正

生徒会会計規則

第1章 予算の編成

- 第1条 各部の部長は、部の予算原案を生徒会執行部が定める日までに生徒会長に提出しなければならない。
- 第2条 各部の決算残高は次年度に繰り越すことはできない。また、品目の流用は認めない。ただし特に必要と認められる場合は代議員会の決議によって決定する。
- 第3条 部の予算が確立するまで、登録費と参加費のみに限り支出を認めることがある。
- 第4条 部の予算から支出を認めないものは次のとおりとする。
- (1) 個人の持ち物、個人的に消費するもの及びこれに類するもの
 - (2) その他、不適切と思われるもの
- 第5条 予備費の使用については次のとおり定める
- (1) 必要に応じ、生徒会執行部、部顧問、生徒会顧問によって協議する

第2章 予算の執行

- 第6条 出金は必要に応じて随時出金する。
- 第7条 出金を行う場合は、請求書、納品書を添付しなければならない。
- 第8条 出金を行った場合は2週間以内に領収書を提出しなければならない。提出しない部は今後の出金を停止する。

第3章 決算

- 第9条 書記長は必要あるとき、代議員会に対して会計報告をしなければならない。また、生徒会の会計監査は正副監察委員長がこれにあたる。

第4章 保管

- 第10条 各部長は備品、消耗品すべての保管の義務を負う。
- 第11条 各部に対しては、適当なときに備品の管理状況を監察する。

第5章 付則

- 第12条 同好会に対しては部予算に支障のない限り支出する場合がある。
- 第13条 県大会、近畿大会、全国大会の旅費、宿泊費はPTA会計より規程額を支出する。
- 第14条 生徒会慶弔費は次記のとおり支給する。
- (1) 生徒会会員の慶弔
 - ① 会員の死亡 30,000円
 - ② 会員の父母の死亡 5,000円
 - (2) 教職員、その他の慶弔
 - ① 職員の死亡 30,000円

第15条 本規則は平成23年4月1日より施行する。
令和元年9月1日改正
2026年4月1日改正

生徒会選挙規定

第1章 総 則

第1条 この規定は生徒会長、副生徒会長、書記長、副書記長の選挙に適用する。

第2条 前条に掲げる役員以外にもこの規則を適用することができる。

第2章 選挙管理委員会

第3条 選挙を行うときは、その事務を処理するために選挙管理委員会を設ける。

第4条 選挙管理委員会は各クラスから出した1名の選挙管理委員をもって構成する。

第5条 選挙管理委員の任期は1年とする。

第6条 選挙管理委員会に選挙管理委員長、副選挙管理委員長各1名をおき、選挙管理委員より選出される。

第7条 選挙管理委員会は次の選挙事務を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補者に関する一切の事務
- (3) 投票、開票に関する立ち会い
- (4) 当選の確認と学校長の承認に関する手続き
- (5) その他選挙管理に必要な事項

第8条 公示は原則として投票日の7日前にする。補欠選挙の場合もこの規定による。

第3章 候 補 者

第9条 会員は生徒会規約第59条の規定により、立候補することができる。ただし立候補者が当選した場合、原則その他の生徒会執行部、クラス役員を兼務することはできない。

第10条 立候補者は受付開始後3日以内に応援者1名を定め、選挙管理委員会に届け出る。各クラス、各部において推薦立候補者を立てる場合は、本人の承認を得て選挙管理委員会に届け出る。

第11条 補欠選挙の場合も選挙期日の7日前までに前条の手続きをするものとする。

第4章 選挙運動

第12条 立候補者及び推薦者は投票日前日まで、学校内において演説、文書等により選挙運動をすることができる。ただし選挙運動に用いる広告は選挙管理委員会、生徒会顧問の検印を必要とする。

第13条 立会演説は投票日前日までとする。

第14条 選挙管理委員は選挙運動をすることはできない。

第5章 選 挙

第15条 選挙は公示された投票場で行い、入場用紙と引き換えに投票用紙を渡すことを原則とする。

第16条 選挙は単記無記名投票を原則とする。

- 第17条 得票同数の場合は開票後3日以内に決選投票を行う。
- 第18条 有効投票総数を定員数で割って5分の1に満たない得票は当選と認めない。
- 第19条 前条により定員に不足の生じた場合、落選した候補者の得票順位の高位より次点者までを候補者として決選投票を行う。
- 第20条 当選者が失格し、あるいは欠員を生じたときは補欠選挙を行う。
- 第21条 無投票当選の場合は信任投票を行う。

第6章 補 則

- 第22条 この規定は代議員会の決議を得、学校長の承認がなければ改正できない。
- 第23条 この規定は公布の日よりこれを施行する。

附 則 この規定は平成23年4月1日より施行する。
令和元年9月1日改正

図 書 閱 覧 規 程

第1章 総 則

- 第1条 本校の図書は、本校の職員および生徒で、係員の承認を得た者が閲覧できる。
- 第2条 本館の閲覧時間は始業時より17時までとする。但し、授業時間中の本館利用は、授業担当教員の許可を必要とする。
- 第3条 休館日は次のとおりとする。
- (1) 祝日
 - (2) 土曜日・日曜日
 - (3) 本校創立記念日
 - (4) 学則で定められた春季、夏季および冬季の休業日
 - (5) 臨時に休館する日
- 2 前項第(4)号の休業日には、予告して開館することがある。
- 第4条 本館内での授業時間中の閲覧は出納式とし、その他は半開架式とする。
- 第5条 図書の取り扱いは、破損、汚損、紛失等しないように十分注意しなければならない。
- 第6条 本館の図書および図書器具を破損、汚損または紛失したときは、相当の費用または修理費を要求することがある。
- 第7条 閲覧は、館内閲覧および館外閲覧の2種とする。

第2章 館 内 閱 覧

- 第8条 館内閲覧は閲覧室で行う。
- 第9条 館内では、他人の迷惑にならないよう静粛にして秩序を保ち、図書の利用その他については、係員の指示に従わなければならない。

第3章 館 外 閱 覧

- 第10条 館外閲覧の貸し出しは、原則として1人2冊とする。但し、第3条第(4)号の休業日については、その度に冊数を決める。
- 第11条 貸出期間は、貸出日および返納日を含めて2週間とする。
- 第12条 図書の貸し出しを受けようとする者は、係員に図書を渡し、クラス・氏名・番号を伝え、バーコードによる貸し出し処理を受けてから借り受けなければならない。
- 第13条 貸出図書の返納は、必ず決められた期間内に本人が行い、係員の返納承認を受けなければならない。
- 第14条 研究調査のため、長期の貸し出しを要する場合は、いったん返納して、その手続きを更新しなければならない。
- 第15条 次の図書は館外帯出を禁止する。
- (1) 貴重図書
 - (2) 辞書類、年鑑、図鑑等の総記の図書
 - (3) 新聞および雑誌
 - (4) 館外閲覧に適当でないと認められるもの
- 第16条 借り受けた図書は、本人が責任をもって保管し、他人に又貸ししてはならない。

第4章 閱 覧 禁 止

- 第17条 第5条、第9条及び第13条の規程に違反した者は、一定期間、図書の閲覧を禁止することがある。

附 則 この規程は昭和47年11月15日より施行する。
平成14年4月1日改正
平成23年4月1日改正
令和元年9月1日改正

服装・頭髪規程

第1節 服装・頭髪

服装は、質素、端正、清潔、軽快なものとし、高校生としての気品を保ち、華美に流れないように注意する。

第1条 頭髪

頭髪は、端正な髪型で高校生らしいものとする。

【禁止事項】

- ・ パーマ、特異な髪型（認められていないツーブロック等）、変色（染色・脱色）
- ・ 額の剃り込み、眉毛の剃り込み
- ・ 髪飾り等の装飾的なアクセサリー、華美な髪留めの使用

ツーブロックの基準について

ツーブロックの基準

- ・ 髪を刈り上げる高さは額（ひたい）の半分以下
- ・ 刈り上げる髪の長さは地肌が見えないこと（5mm程度が望ましい）
- ・ 段差が目立たないようにすること

※左右非対称や上記の条件をみなしていても特異とみなす髪型は禁止とします。



2 制服等

(1) 校章・学年章

ア 学生服

冬服の上衣は、右襟に規定のⅠ・Ⅱ・Ⅲの学年章を、左襟に校章をつける。



イ セーラー服

上衣のポケットに胸章をつける。

(2) 上衣

夏服・冬服（カッターシャツを含む）は学校指定のものとする。

図1～5を標準とする。

(3) スカート

○学校指定のものとし、スカートの丈は膝が隠れる程度とする。

○図5を標準とする。

(4) ズボン

○学校指定のものとする。

○図6を標準とする。

(5) アンダーシャツ

○夏服：白色とする。違反者は再登校指導とする。

○冬服：白色のものが望ましい。華美なものや、フード付きは禁止する。

(6) ベルト

色は黒・茶とする。華美なものや極端に細いものは禁止する。

(7) 靴下

○白、黒、紺、灰色の単色とする。ワンポイントは可。

○女子のストッキングは黒・肌色とする。ルーズソックスは禁止とする。

(8) 履物

○通学靴は華美なものやサンダル、スリッパ等は禁止する。

○上履き、体育館シューズは学校指定のものとする。

(9) 防寒具（防寒着、防寒コート等）

○型、色（白、黒、紺、灰色）、素材等は高校生としてふさわしいものとし、過度な装飾など華美なものは禁止とする。また、授業中の防寒着の着用は、学校指定のカーディガン、黒、白、紺、灰色の単色のもので10cm四方のワンポイントまで可とする。

(10) アクセサリー等

アクセサリー、化粧、カラーコンタクト等は禁止する。

図1 普通科

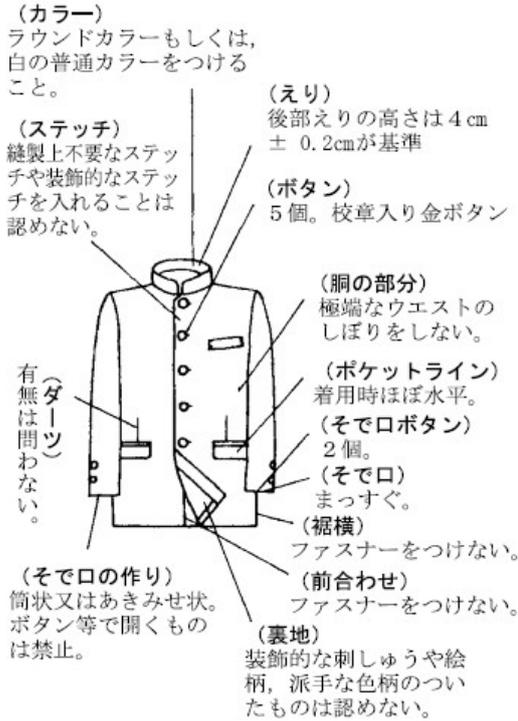


図2 海洋科学科



図3 普通科・海洋科学科

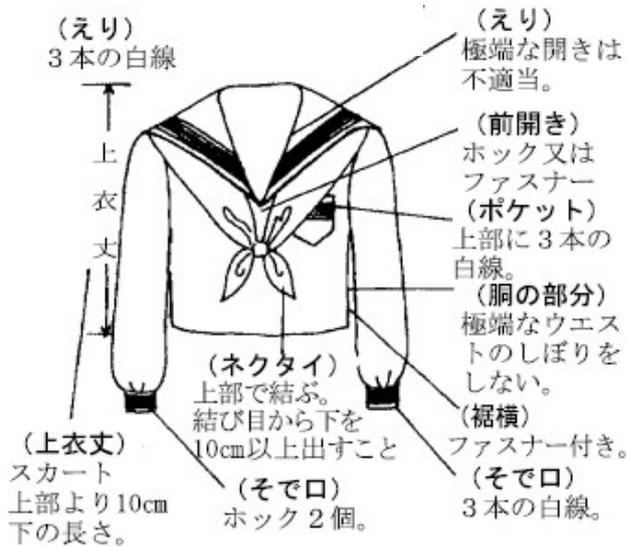


図4

図5

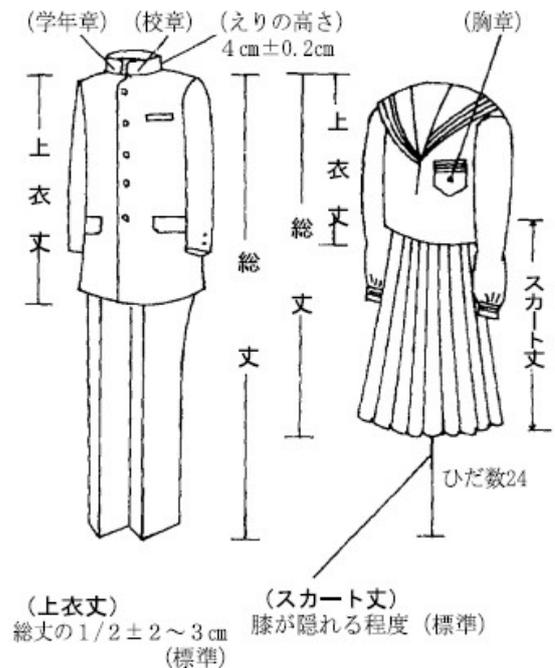
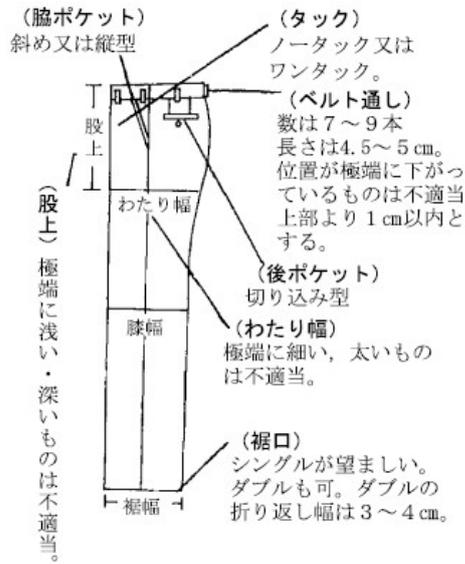


図6



特別指導（懲戒）規程（抜粋）

兵庫県立香住高等学校学則

第7章 賞 罰

第33条 校長及び教員は、教育上必要があると認めたときは、生徒に懲戒を加えることができる。

2 懲戒の内、退学、停学及び訓告の処分は校長が行う。

第1章 生徒懲戒規程

第1節 生徒懲戒規程

第1条 懲戒は、退学、停学、謹慎、訓戒の4種類とする。

第4条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条

生徒に次のような行為があった場合、懲戒の対象とする。

- (1) 無断アルバイト・承認条件の違反
- (2) 青少年愛護条例違反
- (3) 度重なるスマートフォン・携帯電話使用違反
- (4) 度重なる服装違反
- (5) 喫煙同席

- (6) ライター所持
- (7) 考査における不正行為
- (8) 飲酒・喫煙（電子タバコを含む）の行為(所持も含む)・パチンコ（入店・遊技）
- (9) 校舎・校具の破壊行為
- (10) 原動機付自転車・自動二輪車・自動車の運転及び帮助
- (11) 無許可の免許取得(原動機付自転車・自動二輪車・自動車)
- (12) 無免許運転、無免許運転帮助
- (13) 教師への暴言・威嚇
- (14) 授業妨害
- (15) 単純なけんか
- (16) 考査中のスマートフォン・携帯電話の持ち込み
- (17) 対教師指導無視
- (18) 窃盗・万引き
- (19) いやがらせ行為（いじめを含む）
- (20) 度々の訓戒にもかかわらず、改悛の態度が認められない場合
- (21) 一方的な暴力傷害行為
- (22) 金銭・物品の強要・強奪・横領行為
- (23) 風紀びん乱行為
- (24) 学校の名誉を毀損する行為
- (25) 人身事故を伴う交通違反
- (26) その他刑法上の犯罪行為
- (27) その他、校長が懲戒が必要と認めた行為

タブレットに関する規定

① タブレットに関する規定

1. 学校での管理方法

- (1) 自己管理（常に携帯するか鍵付きロッカーに入れ施錠して保管）
※ 定期考査中は鍵付きロッカー内に入れて保管
- (2) 生徒同士の貸し借りは厳禁
- (3) 校内での充電は禁止（必要に応じてモバイルバッテリーの利用）
- (4) MDM(Mobile Device Management：モバイルデバイス管理)で学校が管理し、学習活動に必要な機能に制限

2. 使用方法

- (1) 授業中は担当教員の指示のもと学習活動のみに使用（他人とも連絡をとらない）
- (2) 始業前・休み時間・放課後の使用は学習活動のための使用のみ許可
- (3) 無許可の撮影・録音、肖像権の侵害等の法律に触れる行為や迷惑行為は厳禁
- (4) 不適切な利用は指導の対象

2 タブレットに関する諸注意

1. モラルやマナーを身につける。場所、時間等を判断し、使用できるようにする。
2. 法律に触れるような悪質な事案に関しては警察と連携して対応する。
3. バス・列車等の公共交通機関を利用する際は乗車マナーを守り、タブレットの使用を控える。
歩行中や自転車の運転中の使用はしない。
4. ロッカーの鍵の暗証番号は、絶対に他人に教えない。知られたりすることがないように注意する。
トラブル防止のために生徒間でロッカーの貸し借りもしない。
5. タブレットの使用状況によっては、使用方法を変更・制限することがある。その際は職員会議の合意を持って変更する。
6. 紛失・故障、不明な点やトラブルになる恐れがある場合には、すぐに担任や先生に相談する。

教務に関する規程（抜粋）

（欠席の連絡）

生徒が欠席しようとするときは、保護者または保証人は欠席の連絡を学級担任または該当学年にしなければならない。

（忌 引）

忌引きは1親等（父母）の場合は5日以内、2親等（兄弟姉妹）の場合は3日以内、2親等（祖父

母)・3親等(甥、姪、伯叔父母、曾祖父母)の場合は2日以内、4親等(従兄弟)の場合は1日以内とする。

(教科、科目等の単位の履修と修得について)

(1) 単位の履修の認定について

履修が認定されるのは次の①、②の場合である。

①欠席時数が授業時数の5分の1以下であること。ただし、5分の1を超え3分の1未満については、時間補充が認められた場合のみその補充を行い、補充が終了したとき履修が追認される。

②指導目標に照らし、それにふさわしい学習活動がなされていること。ふさわしい学習活動というのは、当然、先生の指導に従い、真面目に熱心に授業に取り組んでいるということの意味している。

(2) 単位修得の認定について

単位の修得が認定されるのは次の①、②両方の条件を満たしている場合である。

① 単位の履修が認定されていること。

② 学習成績が5段階評定の「2」以上であること。

学習成績不良により単位が不認定になった場合、単位の追認の機会とは与えない。

※学年成績は、原則として各学期評点の平均によって算出し、これを用いて5段階評定を行なう。評定にあたっては下記の算出表による。(平均点は60点前後が望ましい) 学年成績は5段階評定に加えて3観点別評価(知識・技能、思考・判断・表現、主体的に取り組む態度)をそれぞれABCの3段階で評価する。

① 学年成績の評点が30点未満の者については、原則として追認考査の機会を与える。

② 追認考査が合格の場合は、5段階評定の「2」と評定する。不合格の場合は、原則として5段階評定の「1」と評定する。

(進級・卒業の認定について)

(1) すべての教科、科目、特別活動および総合的な探求の時間の履修が認定されていて、以下の条件を満たしたとき、進級・卒業が認定される。

① 各学年において、すべての教科・科目、特別活動および総合的な探求の時間の履修が認定されていること。

② 第1学年および第2学年において修得不認定科目が1科目以内であること。

③ 第3学年において修得不認定科目が1科目以内で、修得した教科・科目の単位の累計が77単位以上であること。

(2) 原級留置について

第1、2学年においては進級を、第3学年においては卒業を認定されない者は、原級に留置する。原級留置の場合は、その年度における所定の全教科・科目、特別活動を再履修しなければならない。